

災害の被害認定基準について

1. 「災害の被害認定基準の統一について」(昭和 43 年 6 月 14 日内閣総理大臣官房審議室長通知)

災害の被害認定の基準は、重傷者・軽傷者、家屋全壊・半壊・住家・非住家等について各省庁間に差異があり、これの統一についてはかねて各省庁においても検討してこられたところであるが、昭和 42 年 9 月 6 日行政管理庁から「災害防止対策に関する行政監察(第 2 次)結果に基づく勧告」もなされたことであり、当方において貴省庁の担当官を交え協議を進めてきた結果、このたび別紙の通り統一案の成立をみるに至ったのでお知らせする。貴省庁におかれては災害の被害状況の報告の重要性にかんがみこの方向で統一するようよろしくお取りはからい願いたい。

なお、この統一案に基づき被害認定基準に関する通達等に所要の改正を行われた場合には、当方にも通知されるようお願いする。

被害認定統一基準(別紙)

省庁名	消防庁	警察庁	厚生省	統一基準
根拠	40.11.25 自消乙総発第 20 号総	31.12.24 警察庁備発 5 第 236 号		
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者あるいは死亡したことが確実に推定される者	死体を確認した者または死体を確認することが出来ないが死亡したことが確実に推定される者について記入する。遭難地が A 県で死体が B 県に漂着した場合原則として遭難地で計上する。	死体が確認された者または死亡したことが確実に推定された者(40.7.「災害救助の実務」)	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	所在が不明であり、かつ生死が不明の状態にある者	所在が不明であり、かつ死亡した疑のある者とする。したがって事後報告時には、死者又は生存者として判明したかどうかを再検討確認の上記入する。	所在が不明であり、かつ生死が不明な状態にある者(「死者」を除く。)	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けたもの、また	重傷、軽傷を問わず、災害のため、傷疾、疾病にかか	重傷とは入院又は搬送を要する者をいい、軽傷と	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受け

	は受ける必要のあるもので、重傷者とは、入院又は搬送を要する者をいい軽傷者とは症状が重傷の程度に達しない者。	り、医師の診断及び治療を受ける必要のあるものを記入する。じ後の詳報で「軽傷者」とは短期間(1月未満)で治療できる見込みの者を「重傷者」とは1月以上の治療を要する者とする。	は症状が重傷の程度に達しない者をいう。	る必要のあるもののうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし「軽傷者」とは、1月未満で治ゆできる見込みのものとする。
住家	人が起居できる設備のある建物又は現に人が起居のために使用している建物をいう。なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているときは住家とみなす。	「人が居住するための建築物」ということになるが、ここでは、やや広い意味に解し、ともかく人が起居できる設備がある建物も住家として取り扱う。「住家」と「非住家」の例示「住家」に類するもの官公署庁舎、学校、図書館、神社、仏閣、教会、公会堂、銀行、会社、事務所、工場、作業場、病院、寄宿舎等	現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社、仏閣及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建築物	非住家に類するもの、倉庫、土蔵、車庫、納屋、物置等	(報告事項になり。)	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

省庁名	消防庁	警察庁	厚生省	建設省	統一基準
住家全壊 全焼 (全流失)	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋全部が、倒壊、流失、埋没、消失した者でその損壊程度が1むねの延床面積の70%以上に達したものの、または70%に達しない場合でも残存部分に補修を加えても再使用できないもの ・棟数ならびに世帯数及び人員を報告する(半壊・半焼も同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋全部が倒壊したものまたは外形上倒壊しないが大破して改築しなければ居住できないもの。全焼とは全壊に準ずる。全流失は流失したものを記入する。 ・棟数を報告する。 (なお、床上浸水以上のり災世帯数も報告することになっている) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住家が滅失したもの(全壊、全焼又は流失) ア住家の損壊、流失又は流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の7割以上に達した程度のもの イ住家の損壊、消失又は流失した部分の床面積がアには達しないがその住家が改築しなければ居住できない状態になったもの ・棟数ならびに世帯数および人員を報告する。 (半壊、半焼も同様) (40.5.11. 社施第99号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「住宅の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)の被害額」の「その住宅全体の時価」に対する比率が50%以上のもの ・戸数で報告する。 (昭和30年7月4日住発第533号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 ・戸数並びに世帯数および人員を報告する。 なお住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。(半壊、半焼も同様)

省庁名	消防庁	警察庁	厚生省	建設省	統一基準
住家半壊 (半焼)	住家の損傷した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満の場合であって、その部分を修理することによって住家として使用できる程度のもの。	被害が甚だしいが、補修すれば元通り再使用できる程度のもの 具体的には主要構造部が20%以上50%まで破損したものを記入する。 半焼は半壊に準ずる。	住家が半壊半焼する等著しく損傷したもの(半壊又は半焼) (住家の損壊又は損失した部分とその住家の延床面積の2割以上7割未満の場合であってその部分の修理を行う事によって住家として使用できる程度のもの(同上))	同 上 比 率 が 20%以上 50% 未 満	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

2 「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日内閣府政策統括官(防災担当)通知)

平成13年6月28日府政防第518号
内閣府政策統括官(防災担当)から
警察庁警備局長、消防庁次長、厚生労働省
社会・援護局長、中小企業庁次長、
国土交通省住宅局長あて通知

災害の被害認定基準について

災害の被害認定基準は、災害時の被害状況の報告のため、関係各省庁の通達等で定めていたものであるが、判断基準について各省庁に差異があることから、昭和43年6月に統一されたものである。

しかしながら、災害の被害認定基準はその後既に30数年が経過しており、特に住家の被害については、建築技術の進歩による住宅構造や仕様の変化などから、最近の災害に係る住家の被害認定については実情に合わないのではないかとの指摘がなされた。

このような状況から、現行の被害認定基準のうち住家の全壊・半壊に係る認定基準について、関係省庁等の参加の下、内閣府に設置された「災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会」において検討を行った結果、このたび成案を得たので、内閣総理大臣官房審議室長通知「災害の被害認定基準の統一について(昭和43年6月14日総審第115号)」において通知した統一基準を別紙のとおり改めることとした。

従って、貴省庁におかれては、災害の被害状況の報告等の重要性にかんがみ、この方向で統一するようよろしくお取り計らい願いたい。

なお、この案に基づき、災害の被害認定基準に関する通達等において所要の改正を行われた場合には、当方にも通知されるようお願いする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3 「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について」(平成 22 年 9 月 3 日内閣府政策統括官(防災担当)通知)(抜粋)

平成 22 年 9 月 3 日 府政防第 608 号
内閣府政策統括官(防災担当)から
各都道府県知事、財団法人都道府県会館理事長あて通知

被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について<抜粋>

5 大規模半壊世帯

法第 2 条第 2 号二に定める世帯(大規模半壊世帯)については、「居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯」としている。大規模半壊は、「構造耐力上主要な部分」の補修が必要であるだけでなく、住宅における主要な居室、機能等を含む「大規模な補修」が必要である場合を念頭においている。この趣旨を踏まえつつ、具体的には、「災害の被害認定基準について」(平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官(防災担当)通知)による「住家半壊」の基準のうち、原則として下記に従って「大規模半壊」の認定を行うこと。

住家半壊の基準	うち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の 20%以上 70%未満のもの	50%以上 70%未満
損害割合(経済的被害)が 20%以上 50%未満のもの	40%以上 50%未満

※「構造耐力上主要な部分」とは、令第 2 条により、建築基準法施行令第 1 条第 3 号に定めるものとする。

具体的には、住宅の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分(基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するもの)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するもの))等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。